ヒライ先生のQ&A

〈PROFILE〉平井繁利(ひらい　しげとし)
1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。
〈現在〉岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

注目の同一労働同一賃金に関する最高裁判決 その2-1
―メトロコマース事件―

事件の概要

メトロコマース事件は、東京メトロの子会社(被告)において、東京メトロの駅構内の売店における販売業務に従事していた非正規社員(原告)が、正社員と原告ら非正規社員の間で、退職金等に相違があったことは労働契約法20条に違反するものであったとして、被告に対し不法行為等に基づき損害賠償を請求した事件です。

東京高裁の適法に確定した事実関係

被告は、東京メトロの完全子会社であって、東京メトロの駅構内における新聞、飲食料品、雑貨類等の物品販売、入場券等の販売、鉄道運輸事業に係る業務の受託等の事業を行う株式会社である。被告の平成25年7月1日当時の従業員数は848名であった。

……中略……

原告らは、いずれも高等学校等を卒業した後、社会人生活を経て、原告X2は平成16年4月、原告X1は同年8月、それぞれの契約社員Bとして被告に採用され、契約期間を1年以内とする有期労働契約の更新を繰り返しながら、東京メトロの駅構内の売店における販売業務に従事していた。原告X2については平成26年3月31日、原告X1については同27年3月31日、いずれも65歳に達したことにより上記契約が終了した。なお、被告は、平成12年10月、営団地下鉄グループの関連会社等の再編成に伴い、売店事業を行っていた財団法人地下鉄互助会(以下「互助会」という。)から売店等の物販事業に関する営業を譲り受けるなどした。

……中略……

契約社員Bの賃金は時給制の本給及び諸手当から成っていた。本給は、時間給を原則とし、業務内容、技能、経験、業務遂行能力等を考慮して個別に定めるものとされており、原告らが入社した当時は一律1000円であったが、平成22年4月以降、毎年10円ずつ昇給するものとされた。諸手当は、年末年始出勤手当、深夜労働手当、早出残業手当、休日労働手当、通勤手当、早番手当、皆勤手当等であり、資格手当又は成果手当、住宅手当及び家族手当は支給されていなかった。契約社員Bには、年2回の賞与(各12万円)が支給されていたが、退職金は支給しないと定められていた。

被告においては、業務上特に顕著な功績があった従業員に対し、褒賞を行うものとされていたが、正社員には、勤続10年及び定年退職時に金品が支給されていたのに対し、契約社員A及び契約社員Bには、これらが支給されていなかった。

平成27年1月当時、売店業務に従事する従業員は合計110名であり、その内訳は、正社員が18名、契約社員Aが14名、契約社員Bが78名であった。

原告の職務の内容およびその他の事情及び東京高裁の判断については、次号に続く。